

目的

- 自転車利用者等関係主体への自転車に関する責務を明確化。
 - 道路交通法等の法令にない規定を、条例に設ける。
- ⇒ 一層の交通ルールの順守、交通マナーの向上を図る。
- ⇒ 自転車利用に関連する交通安全啓発の根拠とする。

改正条例の構成

熊本市内での自転車関連事故は、県全体の約2/3を占める。
この条例改正では、熊本県条例の規定を加え、さらに上乗せ規定も設ける。

【現在の規定】

○自転車の放置禁止等

【内容】
放置禁止区域の指定等、自転車の放置の禁止、放置自転車に対する措置、保管した自転車の措置、費用の徴収、自転車駐車場内の措置

【(改正)熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の規定】

○各主体の責務

• 自転車利用者、事業者、自転車貸付業者、学校の長、保護者等、自転車小売業者
【内容】安全な技能及び知識の習得、点検整備、安全利用の確保、安全利用の指導・啓発・情報提供

○自転車保険等への加入促進

• 自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等への加入
• 自転車小売業者、事業者
【内容】自転車保険等への加入確認
• 学校の長、自転車小売業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等の情報提供

【上乗せ規定】

○各主体の責務

- 自転車利用者
【内容】ヘルメット着用努力義務、側方反射器材装備
- 学校の長の責務
【内容】専修学校、各種学校を追加生徒等に対するヘルメットの着用や安全措置に関する指導
教職員に対する交通安全教育
- 高齢者の家族
【内容】安全利用の助言
- 事業者の責務
【内容】自転車通勤者に対するヘルメットの着用や安全利用の指導
- 自動車・原付運転者の責務
【内容】自転車の側方を通過する際の通行方法

○自転車保険等への加入促進

- 学校長（中学校、高校）
【内容】自転車通学者に自転車保険の加入を確認
- 市
【内容】広報・啓発活動

○市における役割

【内容】交通安全教育の推進、自転車利用環境の整備など

改正条例の主なポイント

各主体の責務

【県条例】自転車利用者や市だけでなく、学校、保護者、事業者など自転車利用に関わるすべての主体に責務を規定
【上乗せ規定】自動車・バイクの運転者責務を設ける。
⇒自転車は車道走行が原則であり、自転車との間隔を空けて追い越すなど自転車の安全走行を図る。

ヘルメットの着用

【県条例】保護者が保護する者にヘルメットを着用させる努力義務
高齢者の家族が高齢者にヘルメットを着用させる努力義務
【上乗せ規定】自転車利用者（全年齢層）にヘルメット着用を努力義務化
【上乗せ規定】事業者や学校長にヘルメット着用を含めた安全利用啓発を規定
⇒自転車事故による死亡は、約6割が頭部損傷で最も多く、ヘルメット着用努力義務化により、交通事故での重傷化を防ぐ。

ライトの点灯等

【道路交通法】前照灯・尾灯（後方反射器材）の点灯義務
【上乗せ規定】自転車利用者に両側方方向への反射器材の装備を規定
⇒さらに側方反射器材を装備することで、他者から存在に気付いてもらう効果もあり、夜間での事故防止を図る。

自転車損害賠償保険等への加入促進

【県条例】自転車損害賠償保険等の加入（対人は義務、対物は努力義務）
【上乗せ規定】学校長（中学、高校）に対し自転車通学者への保険加入確認を規定
⇒自転車通学時に加害者になる事例があることから、中学・高校の学校長が加入の有無を確認し、啓発や情報提供に努める。

自転車の安全利用の推進

• 熊本市自転車活用推進計画の実施規定を追加
⇒自転車を安全に利用できる道路や駐輪場の整備など、自転車利用環境の向上を図る。
また、交通安全教育や安全利用の啓発にも取り組む。

今後のスケジュール

- 令和4年3月24日 熊本市議会第1回定例会にて条例改正を議決
- 令和4年4月～9月 改正条例の内容を周知・啓発
- 令和4年10月1日 改正条例施行